

# 中島村障害者活躍推進計画

—令和2年3月—

中 島 村 長

中 島 村 議 会 議 長

中島村選挙管理委員会

中 島 村 教 育 委 員 会

中 島 村 農 業 委 員 会

中 島 村 監 査 委 員

## 中島村障害者活躍推進計画

機関名：中島村

任命権者：中島村長

計画期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

中島村における障害者雇用に関する課題：

中島村においては、平成29年度までは障害者である任用期間の定めのない職員を任用しており、法定雇用率が達成されていたが、平成29年度末に当該職員が退職し、平成30年度は法定雇用率が達成されなかった。ゆえに、平成31年4月1日に中島村臨時事務補助員として障害者を1名雇用し、法定雇用率は達成された。

しかし、法定雇用率は達成されたが、障害者が働ける環境の整備や障害者である職員の担う業務の整理が大きな課題である。

### 【目標】

- ① 採用に関する目標：実雇用率（各年6月1日時点）  
（各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上  
（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
- ② 定着に関する目標：不本意な離職者を極力生じさせない。  
（評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、定着状況を把握・進捗管理
- ③ 満足度、ワークエンゲージメントに関する目標：前年度を上回る。  
（評価方法）毎年6月時点で在籍している障害者（新規採用を除く）に対し、アンケート調査を実施し、把握・進捗管理
- ④ キャリア形成に関する目標：障害者が担当する職務の拡大  
（評価方法）毎年度、人事記録を元に把握・進捗管理

### 【取組内容】

#### I. 障害者の活躍を推進する体制整備

##### ① 組織面：

障害者雇用推進者として総務課長を選任する。

役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じる為、その度に見

直す。

② 人材面：

職場の同僚・上司を対象として、対応のノウハウや困難事例について認識・共有できるように話し合いの場を設ける。

II. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障害者と業務の適切なマッチングが来ているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。

III. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

① 職務環境：

障害者が働きやすい環境の整備を検討する。

② 募集・採用

募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。

○特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。

○特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

③ 働き方

○テレワーク勤務やフレックスタイム制の活用を促進するとともに、時差出勤・早出遅出制度、短時間勤務制度などの柔軟な時間管理制度の利用を促進する。

○時間単位の年次有給休暇などの各種休暇の利用を促進する。

④ キャリア形成

○採用の時点で中長期的なキャリア形成に関する本人の希望を面談等により把握し、その内容や各職種で求められる技能等も踏まえた職務選定を行う。

○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。

⑤ その他の人事管理

○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。

○障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置が可能となるよう財政措置を行う。

○中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。)について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。

○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労

支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。

#### IV. その他

○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。